



町税の完納月間に協力ください

町では、毎年12月を「町税完納月間」、県では「県下一斉国保税

滞納整理月間」と定め、町税・保険料の徴収を強化しています。

までに納付してください。なお、納期限までに納付がされない場合は、滞納処分を行うことになります。

町税・保険料は、町の教育、福祉、介護、ごみ処理、道路や港湾などの社会資本整備、消防や救急などの公共サービスを行う上で大切な財源です。納税へのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先
役場税務課管理収納係
☎(86)1172[直通]

滞納処分の流れ

③調査・検索	②催告	①督促
金融機関や生命保険会社、勤務先、取引先などに対して財産の有無や取引内容の調査を行います。必要に応じて、自宅や会社を対象に換価可能な財産の検索を行う場合もあります。	自主納付を推進するために文書や訪問により催告を行います。ただし、催告は差し押さえするための必須条件ではありませんので、①に基づき差し押さえを行う場合もあります。	督促状を発送した日から10日を経過した日までに納付されない場合は「財産を差し押さえなければならない」とされています。
⑤換価	④差し押さえ	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産 ・ 出資金 ・ 取引上の売掛金 ・ 国税還付金 ・ 保険契約 ・ 給与 ・ 預貯金 	<ul style="list-style-type: none"> さえ実績 24件 13件 2件 1件 1件 1件 	<p>調査・検索により発見した財産を差し押さえます。財産の対象は預貯金、給与、保険、動産（軽自動車、電化製品、美術品、骨とう品など）、不動産（普通自動車を含む）、取引上の売掛金などが該当します。</p>

税のことQ&A

Q：調査により、勤務先や取引先に滞納があることを知られてしまった。
A：税金を滞納すると、法令により全ての財産に対する調査権限が徴税吏員（税務課職員）に発生します。また、調査先は調査に協力する義務が発生します。調査先に滞納があることを知られてしまう可能性はあります、個別情報保護法には違反しません。

A：納税は憲法により国民の義務と定められているほか、法令によりほかの支払いより優先されます。特段の事情がある場合は、早めに相談ください。

A：町税・保険料は各期の納期限までに支払いください。納期限が過ぎても完納にならない場合は、滞納処分の対象となります。払い忘れがあるかたは、12月の完納月間に機会に早めに納付してください。

Q：納期限が過ぎているものがある。
令和4年度の税金なので12月までに払
えばいいのでは。